

店舗等新型コロナ関連 リフォーム補助金

事業者向け
緊急経済対策
第3弾

①店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金とは？

新しい生活様式を踏まえた「新型コロナウイルス感染症対策」を目的とする店舗、事務所等のリフォームを行う**中小企業者・個人事業主**への支援です。

②補助金

補助率 **2/3**、上限 **20** 万円 ※10万円以上(税抜)の工事
補助金の一部(補助額の1割以内)は市内共通商品券により交付します。

③申請期間

令和2年7月27日(月)から
令和2年9月30日(水) [当日消印有効] まで
予算上限に達した場合、申請期間中に受付を終了することがあります。

④対象要件(主なもの)

中小企業者・個人事業主で、下記の(1)(2)(3)の要件を満たすことが必要です。

(1)申請日までに開業等の届出などをした者で、個人事業主は、同年7月1日現在市内在住

(2)市税に滞納が無い。

(3)リフォーム工事が次の内容であること。

- 1 申請者が事業のために使用する市内の施設(店舗、事務所、作業場など)の工事である。
- 2 工事の主たる目的は、新しい生活様式を踏まえた「新型コロナウイルス感染症対策」である。
- 3 施工業者は、市内の事業者(市内に事業所がある法人又は市内に住所がある個人事業主)で、かつ、申請者自らを除く者である。
- 4 工事金額が、10万円(税抜)以上で、工事と区別できる備品、消耗品等が含まれていない。
- 5 市による補助金交付決定後に着工し、令和3年1月末までに完了する予定の工事である。
- 6 当該工事に関して、市その他の機関が実施している他の補助又は支援を受けていない。
- 7 関係する法令等を遵守して行う工事である。

⑤申請方法

感染症防止のため、申請は**郵送**でお願いします。**着工予定日のおおむね2週間前までに申請ください。**
交付申請書は、周南市ホームページからダウンロードしてください。

郵送先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて Eメール:shoko@city.shunan.lg.jp

「店舗等リフォーム補助金」専用ダイヤル 0834-22-8829 (平日:9時00分~17時00分)

周南市 コロナ 支援

検索

